# 長岡市の障害者福祉の状況について（R8.3.31現在）

## ■身体障害者手帳所持者数

（人）

| 等級 | ～17歳 | 18～64歳 | 65歳～ | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 77 | 763 | 1,885 | 2,725 |
| 2 | 19 | 387 | 807 | 1,213 |
| 3 | 19 | 333 | 1,227 | 1,579 |
| 4 | 18 | 354 | 1,452 | 1,824 |
| 5 | 7 | 155 | 326 | 488 |
| 6 | 12 | 119 | 495 | 626 |
| 計 | 152 | 2,111 | 6,192 | 8,455 |

## ■療育手帳所持者数

（人）

| 等級 | ～17歳 | 18～64歳 | 65歳～ | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 重度（A） | 198 | 580 | 125 | 903 |
| 中・軽度（B） | 353 | 1,166 | 138 | 1,657 |
| 計 | 551 | 1,746 | 263 | 2,560 |

## ■精神障害者保健福祉手帳所持者数

（人）

| 等級 | ～17歳 | 18～64歳 | 65歳～ | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 77 | 54 | 133 |
| 2 | 160 | 2,036 | 313 | 2,509 |
| 3 | 7 | 275 | 19 | 301 |
| 計 | 169 | 2,388 | 386 | 2,943 |

## ■自立支援医療（精神）受給者数

R8.3.31現在　（人）

| | |
|---|---|
| 受給者数 | 4,435 |

## ■障害サービス別利用者数

（延利用人数）

| サービス区分 | R7年度 |
|---|---|
| 居宅介護 | 2,671 |
| 重度訪問介護 | 122 |
| 同行援護 | 458 |
| 行動援護 | 15 |
| 短期入所 | 1,764 |
| 施設入所支援 | 3,519 |
| 生活介護 | 7,201 |
| 療養介護 | 960 |
| 自立訓練（機能訓練） | 42 |
| 自立訓練（生活訓練） | 241 |
| 宿泊型自立訓練 | 146 |
| 就労移行支援 | 859 |
| 就労継続支援A型 | 1,508 |
| 就労継続支援B型 | 9,128 |
| 共同生活援助 | 4,143 |
| 就労定着支援 | 804 |
| 就労選択支援 | 16 |
| 計 | 33,597 |

## ■計画相談支援・障害児相談支援等

※委託相談はR7年度年間実績

相談支援事業所別　（件）

| 事業所 | 計画相談 | 障害児相談 | 委託相談 |
|---|---|---|---|
| ふかさわ | 535 | 86 | 3,795 |
| あさひ | 490 | 16 | 2,711 |
| 越路ハイム | 202 | － | 2,223 |
| サンスマイル | 0 | － | 2,389 |
| さんわ | 187 | 10 | － |
| とちお | 109 | 23 | 255 |
| 長岡療育園 | 204 | 188 | － |
| クオリード | 87 | － | － |
| ピュアはーと | 41 | 101 | － |
| 柿が丘学園 | 0 | 76 | － |
| 銀河 | 16 | 80 | － |
| あすなろ | 1 | 152 | － |
| ふぁーれ | 47 | － | － |
| わしま | 11 | － | － |
| すまいる | 0 | 68 | － |
| Neoながおか | 16 | － | |
| つばさ | 5 | 41 | － |
| 星の輪 | 13 | 4 | － |
| 市外事業所 | 102 | 8 | － |
| 計 | 2,066 | 853 | 11,373 |

※障害サービス利用者でケアプラン対象者は除く。

## ■成年後見制度

（件）

| 区分 | R7年度 |
|---|---|
| 市長申立 | 3 |
| 報酬等助成 | 44 |

## ■障害者虐待

1　通報件数　（実件数）

| | R7年度 |
|---|---|
| 通報件数 | 88 |
| 虐待と認められた件数 | 23 |
| 事実確認継続中の件数 | 2 |

2　虐待として関わったケースの内訳

①虐待の種類（複数回答）

| | R7年度 |
|---|---|
| 身体的虐待 | 24 |
| 性的虐待 | 0 |
| 心理的虐待 | 11 |
| 放棄・放置 | 0 |
| 経済的虐待 | 1 |
| 合計 | 36 |

②障害種別（複数回答）

| | R7年度 |
|---|---|
| 身体障害 | 4 |
| 知的障害 | 11 |
| 精神障害 | 15 |
| その他の障害 | 0 |
| 不明 | 0 |
| 合計 | 30 |

③虐待者別（複数回答）

| | R7年度 |
|---|---|
| 養護者 | 19 |
| 施設従事者 | 4 |
| 使用者 | 0 |
| 合計 | 23 |

# 令和７年度　障害者基幹相談支援センター　相談対応実績

（１）性別

| | 実人数 | 延件数 | 実人数のうち虐待通報 |
|---|---|---|---|
| 男 | 156 | 1,255 | 47 |
| 女 | 128 | 717 | 40 |
| 不明 | 41 | 46 | 1 |
| 計 | 325 | 2,018 | 88 |

（２）者・児別

| | 実人数 | 延件数 |
|---|---|---|
| 者 | 296 | 1,978 |
| 児 | 10 | 19 |
| 不明 | 19 | 21 |
| 計 | 325 | 2,018 |

（３）年齢階層別

| | 実人数 | 延件数 |
|---|---|---|
| 0～6歳　（就学前） | 0 | 0 |
| 7～12歳　（小学） | 6 | 13 |
| 13～15歳（中学） | 1 | 1 |
| 16～18歳（高校等） | 3 | 5 |
| 19～64歳 | 283 | 1,946 |
| 65歳以上 | 13 | 32 |
| 不明 | 19 | 21 |
| 計 | 325 | 2,018 |

（４）対象者地域別

| | 実人数 | 延件数 |
|---|---|---|
| 長岡 | 239 | 1,695 |
| 中之島 | 3 | 7 |
| 越路 | 5 | 27 |
| 三島 | 4 | 24 |
| 山古志 | 1 | 12 |
| 小国 | 3 | 26 |
| 和島 | 1 | 6 |
| 寺泊 | 6 | 11 |
| 栃尾 | 2 | 31 |
| 与板 | 3 | 34 |
| 川口 | 1 | 4 |
| 市外 | 17 | 56 |
| 不明 | 40 | 85 |
| 不定 | 0 | 0 |
| 計 | 325 | 2,018 |

（５）障害種別（主たる障害）

| | 実人数 | 延件数 |
|---|---|---|
| 身体障害 | 26 | 88 |
| 知的障害 | 85 | 481 |
| 精神障害 | 136 | 1,156 |
| 発達障害 | 3 | 18 |
| 高次脳機能障害 | 1 | 4 |
| 難病 | 0 | 0 |
| その他（不明等） | 75 | 271 |
| 計 | 326 | 2,018 |

（６）相談の相手方別

| | 延件数 |
|---|---|
| 警察 | 44 |
| 県・市町村・保健所 | 241 |
| 相談支援事業所 | 369 |
| 本人・家族等 | 905 |
| 医療・介護機関 | 165 |
| サービス提供事業所 | 134 |
| 学校・児童相談所 | 4 |
| その他 | 156 |
| 計 | 2,018 |

（７）主な相談内容別（重複あり）

| | 延件数 |
|---|---|
| 家族関係・人間関係 | 327 |
| 健康・医療 | 188 |
| 権利擁護 | 874 |
| 家計・経済 | 171 |
| 福祉サービスの利用等 | 303 |
| 障害や病状の理解 | 91 |
| 生活技術 | 41 |
| 不安の解消・情緒の安定 | 338 |
| 支援体制 | 122 |
| その他（就労、地域移行等） | 275 |
| 計 | 2,730 |

（８）対応方法別

| | 延件数 |
|---|---|
| 電話 | 1,587 |
| 来所 | 147 |
| 訪問 | 216 |
| メール・FAX | 7 |
| ケア会議 | 46 |
| その他 | 15 |
| 計 | 2,018 |

| 年次比較 | 実人数 | 延件数 |
|---|---|---|
| ７年度 | 325 | 2,018 |
| ６年度 | 312 | 2,228 |
| 今年度／前年度 | 1.04 | 0.91 |

# 長岡市障害者自立支援協議会
# 運営の手引き

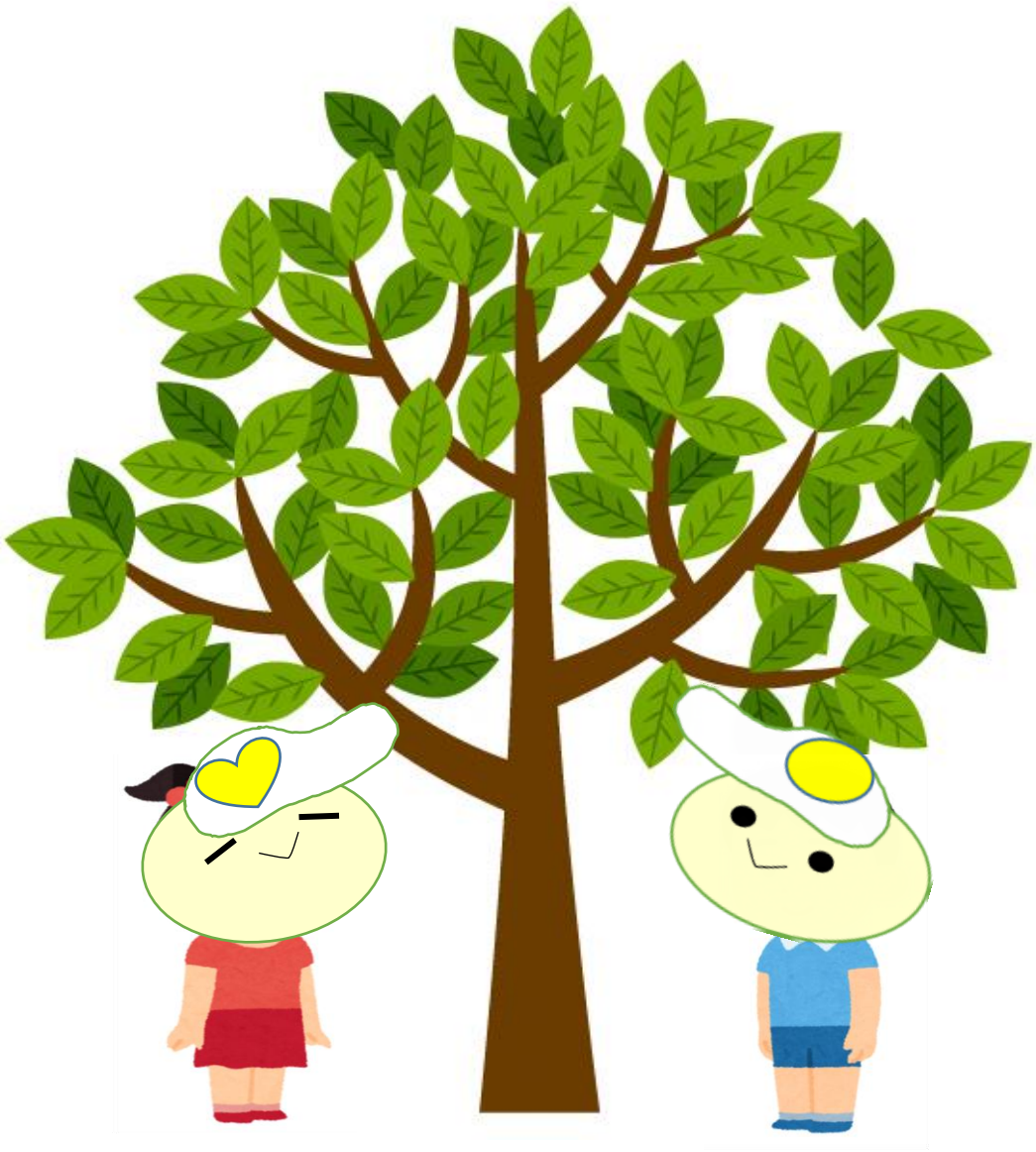

令和８年４月

長岡市福祉課　障害者基幹相談支援センター

## はじめに

長岡市では、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』の規定に基づき、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指し、長岡市の状況に応じた障害福祉のシステムづくりなどについて協議する場として、長岡市障害者自立支援協議会を設置しています。

協議会は、単にどこかに対して要求し、それをどこかだけが受け止めるというものではなく、地域の関係者が同じテーブルで一緒に考え、動いていくことが設立の目的です。具体的には、当事者やその家族への相談支援など、日頃から支援している人たちが直面している地域課題を協議会として取り上げ、関係者がそれぞれの立場で知恵を出し合うことが重要です。また、関係者がどのような活動をしているのか、どのような社会資源を持っているのかなど、情報を共有することも大切な機能です。

この手引きは、協議会の機能や運営の方法など、共通で認識しておくべき内容について整理するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

○地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教 育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会 を置くように努めなければならない。（第 89 条の３第１項）
○協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係 機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協 議を行うものとする。（第 89 条の３第２項）
○協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を 求めることができる。（第 89 条の３第３項）
○関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。（第 89 条の３第４項）
○協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（第 89 条の３第５項）
○前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（第 89 条の３第６項）

## 協議会の各会議とその役割など

### １　全体会

障害のある人が地域で生活していく上で、地域の関係者のネットワークにより情報の共有や協働をすることは非常に重要です。全体会は、地域の障害者団体や関係機関などにより構成し、運営会議で議論された方向性などを確認するほか、障害者等への支援体制に関する情報・課題を共有していくことを目的として開催します。

**○ 役割**

- 関係者による委員で構成
- 運営会議で議論された方向性などを確認
- 障害者等への支援体制に関する情報・課題を各所属内で共有

**○ 構成員**

- 障害当事者
- 障害当事者の家族（家族会）
- 商工会議所
- 障害者就業・生活支援センター
- 公共職業安定所
- 特別支援学校
- 障害福祉サービス提供事業所
- 障害者支援施設（入所施設）
- 重症心身障害児施設
- 保健・医療機関
- 民生委員児童委員協議会
- 社会福祉協議会
- 地域振興局健康福祉環境部（地域福祉課・地域保健課）
- 児童相談所　など

※ 原則として、各機関等の中で情報を共有でき、現場の状況も把握している責任者が参画する。

**○ 事務局**

障害者基幹相談支援センター、福祉課

**○ 会議の開催**

年３回程度

## ２　運営会議

協議会全体の調整と運営管理を行う場、つまり協議会の核となる会議です。専門部会や関係機関の会議、長岡市などから提案される地域課題を広い視点で協議し、どのように取り扱うのかを決定するほか、部会設置の協議と提案、ワーキング移行又は設置の判断、検討状況の進捗管理を行います。全ての地域課題を一挙に検討することは困難であるため、部会等から優先して解決に取り組むべき課題として提起される地域課題を把握し、解決に向けた方向性や取組等を決定します。

また、協議会全体のあり方を常に検討し、運営体制を改善していくことも重要な役割です。

### ○ 役割

**＜地域課題の取扱に関すること＞**

- 専門部会や関係機関の会議などから提案される地域課題や、福祉課等が把握した課題などを広い視点（鳥の目）で多角的に協議し、協議会としてどのように取り扱うのかを決定
- 地域課題の解決に向けた方向性や取組等の決定
- 提案された地域課題の解決に取り組む機関（ワーキング含む）の選定
- 専門部会での検討事項等について調整
- ワーキングへの移行又は設置の判断とワーキングメンバーの選定
- 専門部会、ワーキング等の達成目標と終了期限の設定
- 課題検討、取組状況の進捗管理
- 地域課題全体の管理及び課題解決（又は一旦の終結）、今後の取組の必要性等の判断

**＜協議会の運営に関すること＞**

- 協議会全体の評価とあり方の検討、運営体制の改善

### ■ 役割を担う上での心得

- 協議会の運営において中核を担うために選ばれたメンバーであることを常に意識すること。
- 地域の前進、当事者の最善を最優先として考え、必要な取組を「できる・できない」で考えるのではなく、今より少しでも良くなるための方法を考えること。

### ○ 構成員

広い視点で地域課題を多角的に検討し、速やかに効果的な検討体制が組めるよう、地域の状況や関係者（ワーキングメンバーの候補など）を広く把握している者で構成します。

・ 協議会会長、副会長
・ 障害者就業・生活支援センター
・ 障害福祉サービス提供事業所
・ 障害者支援施設
・ 保健・医療機関
・ 専門部会代表（専門部会との連携を強化）
・ こども家庭センター
・ 委託相談支援事業所
・ 福祉課（課長、課長補佐、障害活動係長、障害支援係長）
・ その他、広い見識を持つと認められる者　など

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

**○ 事務局**

障害者基幹相談支援センター

**○ 事務局の役割**

・ 課題の収集、管理
・ 専門部会の新規立ち上げの判断
・ ワーキングメンバー候補者の提示
・ ワーキングメンバーの依頼
・ 専門部会、ワーキング等との連絡調整
・ 運営会議の運営に係る庶務

**○ 会議の開催**

各部会の状況により、必要に応じて開催する（概ね年５回程度）

## ３　専門部会

障害者等の日々の困り感や課題を把握することは、協議会における課題検討の出発点です。専門部会ではこうした地域課題を抽出し、課題解決の対応策などを検討します。

個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・ 改善等を行うとともに、これらの取り組みを行う。

### （１）専門部会の位置付けと体制について

障害者施策における普遍的な課題で、関係機関のネットワークにより特に継続して取り組んでいく必要のあるテーマについては専門部会を設置します。

**【体制について】**

地域課題をより効果的に検討していくため、下記のとおり設置することとします。

- 相談体制部会
- サービス受け皿検討部会
- 就労部会
- 地域づくり部会

また、上記部会に加え相談体制に係る「委託相談支援会議」、「計画相談支援会議」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」を加えた、４つの部会、２つの会議及び１つの協議の場で構成します。

なお、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」は、国の指針により、自立支援協議会の中に位置付け、他の専門部会と同様に全体会議にその活動を報告します。

協議会の体制は地域の状況や社会の変化に伴って柔軟に対応する必要がありますので、固定化するのではなく、状況等に見合ったものに随時見直すこととします。

**○ 役割**

- 地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案
- 運営会議と連携した上で取組の方向性を決定し、所管する分野の課題について検討するとともに、課題解決の対応策を提案
- 部会員は必要に応じて啓発活動等を実施
- 地域課題に対して、部会員個々、又は複数の部会員の連携により実施が可能な取組は、必要に応じて部会として活動
- 部会が所管する分野の課題解決に取り組むワーキングについて、検討・取組状況の共有と進捗管理
- 障害福祉計画策定過程における計画内容への提言

**【相談体制部会】**

・ 市内の相談支援体制全般における課題についての検討

**【サービス受け皿検討部会】**

・ 希望する福祉サービスが利用できる体制づくりの検討

**【就労部会】**

・ 就労及び就労定着に向けた検討

**【地域づくり部会】**

・ 地域生活支援拠点機能等についての検討

## ■ 課題を抽出する上での基本的な考え方

常に大きな課題だけを解決しようとすると、取り組むべき具体的な対応策が複雑化し、課題解決の十分な効果が得られなかったり、課題解決までの検討が長期化して一向に成果につながらなかったりする場合があります。

このような場合、大きな課題を作り出しているたくさんの小さな課題（原因）を掘り下げて抽出し、この小さな課題の解決を積み上げていきます。

現状より少しでも良い状況にできれば取組の成果であるという意識が必要です。

## ○ 構成員

| 相談体制部会 | サービス受け皿検討部会 |
|---|---|
| ・ 社会福祉法人<br>・ 地域振興局<br>・ 福祉課<br>・ こども家庭センター<br>・ 障害者基幹相談支援センター | ・ 委託相談支援事業所<br>・ 指定特定・一般相談支援事業所<br>・ サービス提供事業所<br>・ 福祉課<br>・ 障害者基幹相談支援センター |
| **就労部会** | **地域づくり部会** |
| ・ 障害者就業・生活支援センター<br>・ 公共職業安定所<br>・ 就労移行支援事業所<br>・ 就労継続支援事業所（A・B）<br>・ 就労定着支援事業所<br>・ 長岡市商工部（産業支援課等）<br>・ 福祉課<br>・ 障害者基幹相談支援センター | ・委託相談支援事業所<br>・サービス提供事業所<br>・福祉課<br>・障害者基幹相談支援センター |

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

**○ 事務局**

長岡市及び市より委託を受けた相談支援事業所

**（２）専門部会とワーキングの関係について**

- 専門部会で検討する課題は長期的に継続して取り組んでいく必要があるものとし、早急に解決が必要な課題については、運営会議での調整を経てワーキングやその他の関係機関等で検討することとします。
- 運営会議に提案した地域課題が、課題解決に向けてワーキングで取り組む必要があると判断された場合、その部会はワーキングに移行します。
- ワーキングが活動している間は、原則、部会は開催せず、休止とします。ただし、必要により部会を開催することもできることとします。

## ４　その他の会議等

行政や関係機関等において実施される会議等を主催する事務局等と連携するなどして、その会議等を実施した中で見えてくる課題のうち、協議会で取り組むべきものが抽出できるような体制づくりを進めていきます。

具体的には、協議会の役割の周知とあわせ、課題等報告書を活用した課題の提出方法を周知し、関係機関や会議等が抱えている課題を把握していきます。

**○ 連携を想定する会議等**

- **医療的ケア児支援関係機関連絡会議**
- 長岡市障害者施策推進協議会
- 長岡市障害者差別解消支援地域協議会
- 長岡市障害者虐待防止ネットワーク会議
- 施設長連絡会議
- 障害者団体との意見交換会
- 長岡市民生委員児童委員協議会
- その他、関係機関等との連絡会議等

## ５　ワーキング

### （１）ワーキングの位置付けと体制について

運営会議において協議会として取り組むこととした地域課題のうち、複数の関係機関が連携した協議が必要であり、個別的で早急に解決が必要な課題については、関係者によるワーキングが課題解決に向けて取り組んでいきます。

ワーキングのメンバーは、検討する内容に係る関係者のみで構成し、運営会議で設定された終了目標に向けてできる限りコンパクトな体制で進めていきます。

なお、ワーキングは個別の地域課題ごとに設置されるため、終了目標の達成をもってワーキングの取組も終了します。ワーキングの結果、運営会議において次の（別の）検討や取組が必要と判断された場合には、改めてワーキングの設置とメンバーの選定を行います。

**○ 役割**

- 地域課題の解決に向けた具体的・専門的（虫の目）な検討を実施
- 検討の状況・結果を運営会議に報告し、検討の方向性を確認
- 取組結果のモニタリングと、今後の取組方針の検討を実施

**○ 構成員**

- 検討する地域課題の分野に精通している者（市の実務担当者も含む）

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

**○ 事務局**

長岡市及び市より委託を受けた相談支援事業所

**○ 会議の開催**

運営会議で設定された終了目標を見据えて、ワーキングで決定

### （２）ワーキングと専門部会の関係について

- 部会から移行したワーキングでの取組が終了した後は、部会を再開します。
- 再開した部会は、地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案していきます。

## 地域課題解決に向けた各会議の役割

地域課題の解決に向けて関係機関が適切に取組を行っていくためには、協議会の各会議が連動し、それぞれの役割を果たす必要があります。

また、運営会議を中心として、途切れなく円滑に取組を進められるよう調整していきます。

### ○ 各会議の主な役割

**【全体会】**

- 運営会議で取り扱われている課題の状況についての確認
- 障害者等への支援体制に関する情報・課題の共有

**【運営会議】**

- 専門部会等から報告される地域課題の取扱について協議、決定
- 専門部会、ワーキング等での取組状況の進捗管理

**【専門部会】**

- 地域診断による地域課題の抽出と報告
- 課題解決策の検討と提案

**【ワーキング】**

- 課題解決に向けた具体的取組の協議
- 具体的取組の実施

## 地域課題の取組管理・改善方法

地域課題の解決に向けて各会議等がひたすらに協議・取組だけを繰り返していては、取組の結果がどうなったのか、成果が出たのかがわかりません。そのため、ＰＤＣＡサイクル（Plan 計画、Do 実行、Check 振り返り、Adjust 調整）で取組管理を実施し、進捗管理だけでなく取組の振り返りも行うことで、取組の評価と改善を行います。ＰＤＣＡサイクルは、年間をサイクルの期間に分け、当該期間にそれぞれの活動を行います。（資料 No.3）

ただし、年度途中から取り組み始めた課題や、年度内に完結しない取組もあります。これらの検討も継続して実施する必要があるので、必ずしも固定のサイクルに一致させるのではなく、運営会議と専門部会が連動し、個別の課題ごとの状況に合ったＰＤＣＡサイクルで取組を実施します。

## 自立支援協議会が有する機能

自立支援協議会には、大きく分けて 6 つの機能があると考えられています。
構成員がこの 6 つの機能をよく理解し、自立支援協議会をより良いものとするために共通認識と目標を持ち、地域の支援レベルを一つ一つステップアップしていくことが重要です。

6 つの機能は連動しているものもあり、必ずどれか一つの機能に当てはめるのではなく、一つの機能の取り組みが、複数の機能を有する場合もありえます。一方で、各部会や地域課題の内容によっては、当てはまらない機能も出てくる点に留意が必要です。

| | |
|---|---|
| 評価 | 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価<br>サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価<br>市町村相談支援機能強化事業および都道府県相談支援体制整備事業の活用 |
| 情報 | 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信 |
| 調整 | 地域の関係機関によるネットワーク構築<br>困難事例への対応のあり方に対する協議・調整 |
| 社会資源（開発・改善） | 地域の社会資源の開発・改善 |
| 人材確保･育成（地域の支援力の資質向上・研修の場） | 協議会における人材確保・育成<br>構成員の資質向上（スキルアップ）のために |
| 権利擁護 | 権利擁護に関する取り組みを展開する |

# 令和8年度　長岡市障害者自立支援協議会の構成

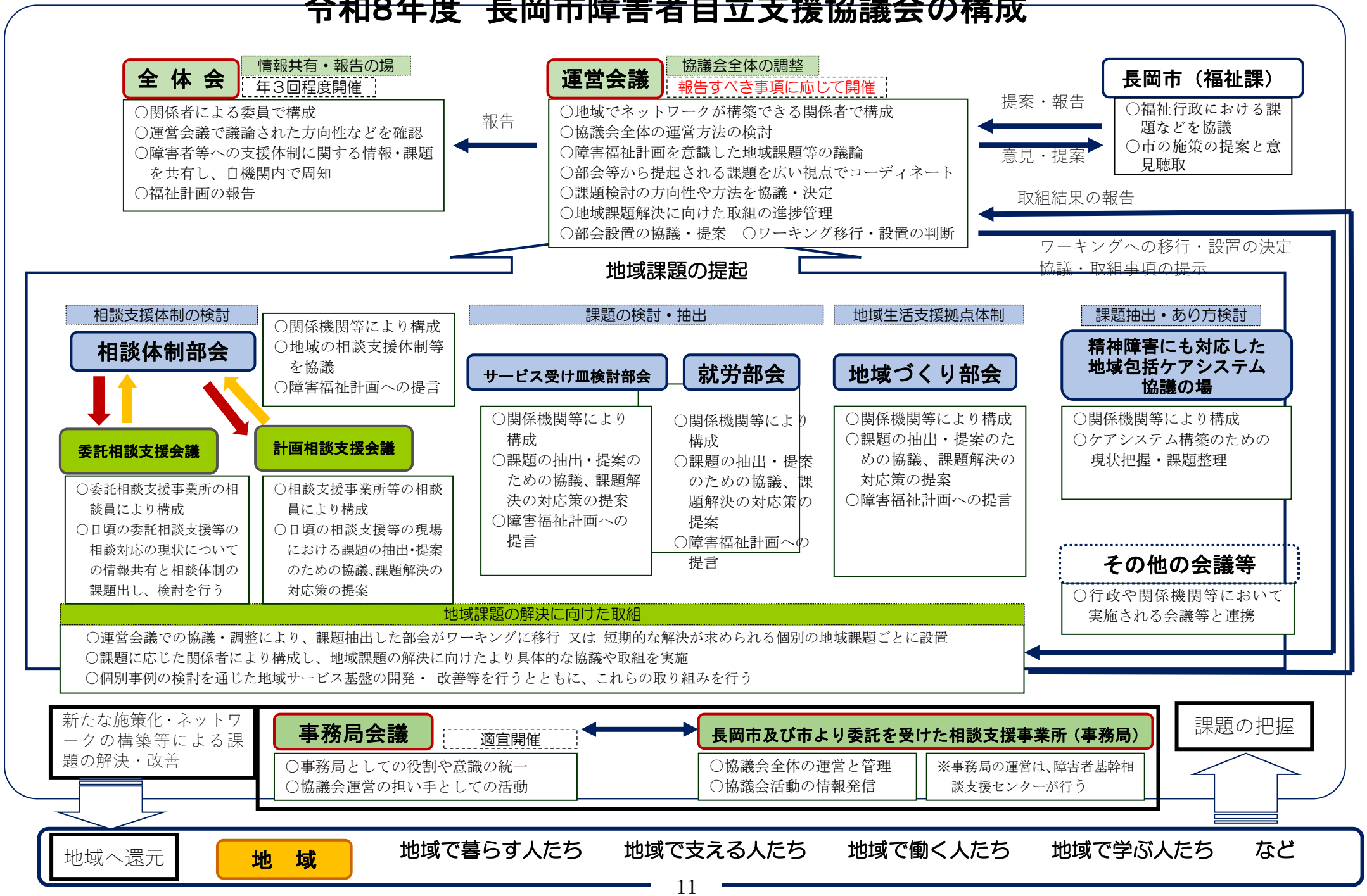

# 地域課題の取り組みの流れと各関係会議の役割

| | 課題の抽出・整理 → | 課題解決に向けた取り組みの決定 → | 課題の取り組み結果（状況）と成果の確認 |
|---|---|---|---|
| | 課題（中心となる課題）<br>課題が生じている原因（課題の背景）<br>目指すべき状態（姿） | 目指すべき状態（姿）に向けた解決策<br>（具体的取り組み内容）<br>「どこが（誰が）」「何を」「いつまでに」 | 結果（取り組みの進捗状況や実施結果）<br>成果（取り組み結果のモニタリング） |
| **全体会** | 協議会で取り扱われている課題の状況（課題の内容、取り組み、結果、成果等）について確認と共有を行う。<br>※確認と共有を行う中で、全体会でも必要に応じて意見をもらう。 | | |
| **運営会議** | | **地域課題の取り扱いについて協議**<br>①専門部会の検討事項についての調整<br>②地域課題の解決に向けた方向性や取り組み等の決定<br>③ワーキングの立ち上げとワーキングメンバーの選定<br>※「その他の会議等」から報告された課題の取り扱いについて検討 | **検討状況の進捗管理**<br>①取り組みの結果と成果についての確認<br>②成果が不十分であれば新たな取り組み等について検討 |
| **専門部会**<br>・相談体制部会<br>・サービス受け皿検討部会<br>・就労部会<br>・地域づくり部会<br>・にも包括<br>**その他の会議等** | **地域課題の報告（提案）**<br>①専門部会、その他の会議等において地域課題を抽出<br>②課題の分析（地域診断・社会資源の評価等）<br>③課題の原因とアプローチ方法・目指すべき状態（姿）を整理<br>※「その他の会議等」から報告された課題の分析・整理については運営会議等で検討 | **検討状況の進捗確認と共有**<br>①部会から提案した地域課題について進捗状況を確認<br>※課題解決に向けた取り組みからモニタリング実施内容（結果と成果）までを継続的に確認・共有<br>②ワーキングの取り組み結果や成果に応じて地域課題の取り扱いについて再検討 | |
| **ワーキング** | | **解決へ向けた取り組みの協議と決定**<br>①課題の共有<br>②課題の解決方法について検討<br>③具体的取り組みの決定<br>「誰が」、「何を」、「いつまでに」行うか<br>④課題の解決策（具体的取り組み）を運営会議及び専門部会へ報告 | **課題解決に向けた取り組みとモニタリング**<br>①地域課題の解決に向けた取り組みの実施<br>②取り組み結果についてのモニタリング<br>③取り組み状況とモニタリング結果について運営会議及び専門部会へ報告 |

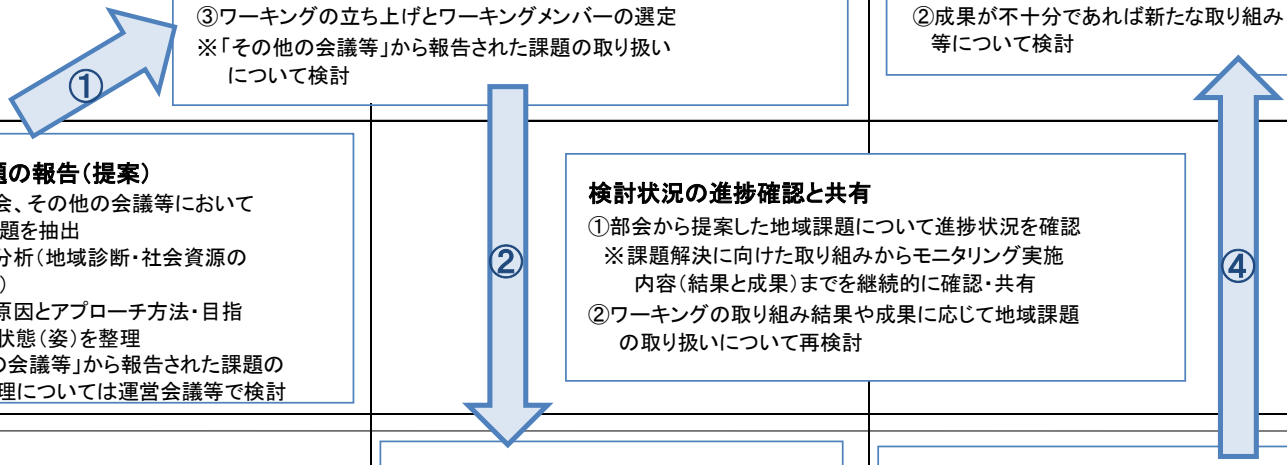

## （参考） 協議会のＰＤＣＡサイクル

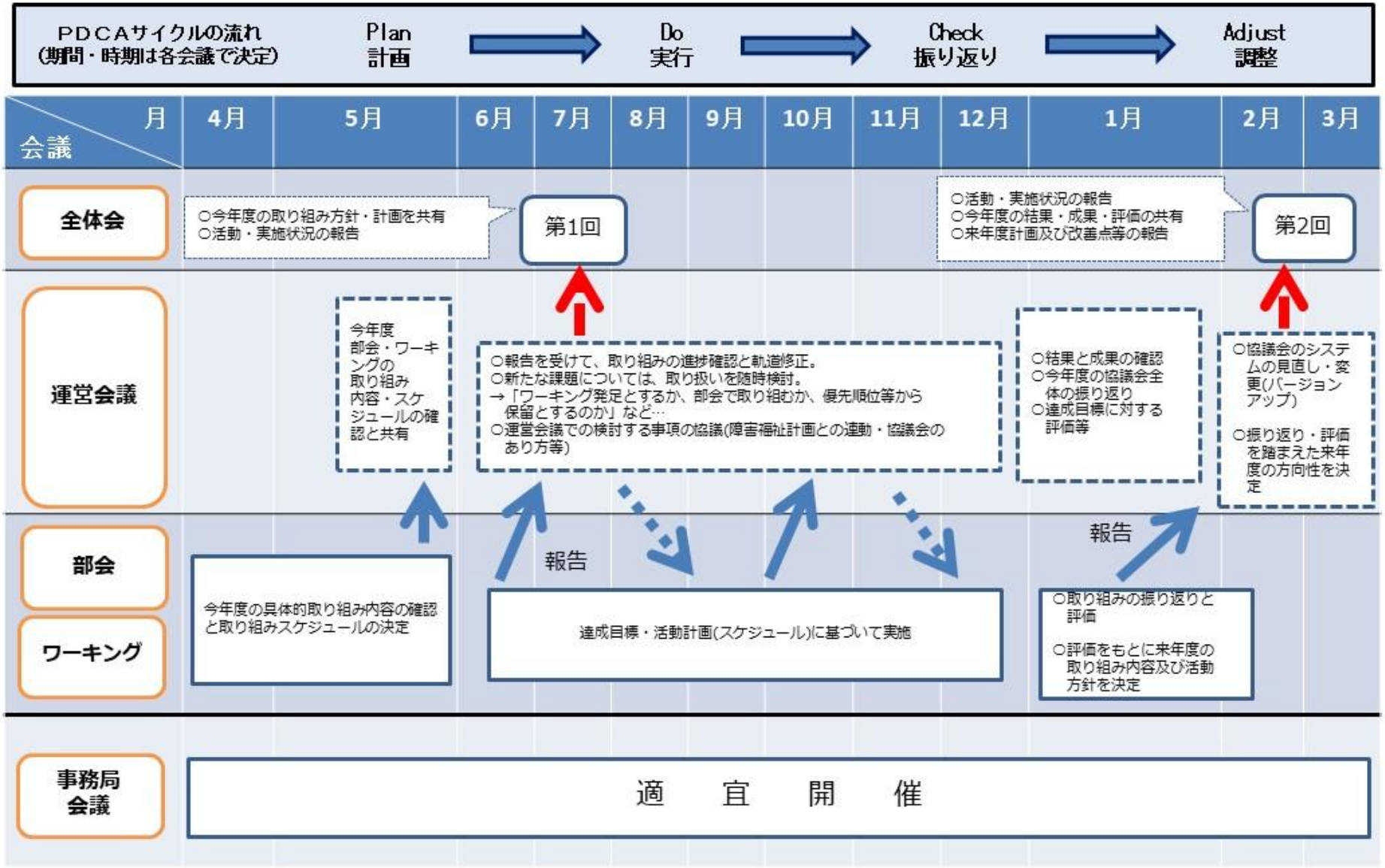

# 長岡市障害者自立支援協議会開催要領

（目的）

第１条　本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第１項第１号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）その他の地域の障害福祉事業に関するシステムづくりに関し定期的な協議を行うため、長岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（任務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

⑴　本市が委託した相談支援事業の受託者の運営評価に関する事項

⑵　相談支援の困難事例への対応のあり方に関する事項

⑶　本市の全域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項

⑷　本市の全域における社会資源の開発及び改善に関する事項

⑸　前各号に掲げる事項のほか、相談支援の充実に必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員で組織する。

⑴　相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者

⑵　保健・医療・教育・雇用関係機関担当者

⑶　障害者及びその家族（障害者団体関係者を含む。）

⑷　学識経験者

⑸　前各号に掲げる者のほか、障害福祉事業の関係者

（任期）

第４条　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が議長となる。

第７条　会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成25年４月１日から施行する。

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

# KIMIOTO

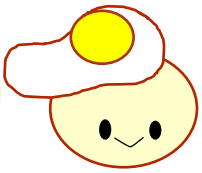

君の音に耳を傾け、共に考える

長岡市障害者基幹相談支援センター通信　Vol.23（2026.6）

どうも最近は、四季ではなく二季。春と秋が短く、暑いか寒いかのどちらか。おかげで春物や秋物の出番が少なく、おおむねクローゼットでくすぶっています。薄手のセーターとかジャケットって、おしゃれアイテムなんですけどねえ。

## ☆令和７年度長岡市自立支援協議会活動報告（各部会の活動報告です）

| 部会名 | 会員数 | 令和７年度活動内容 |
|---|---|---|
| 相談体制部会 | 16名 | ・各層(委託相談支援会議、計画相談支援会議、障害者基幹相談支援センター)の現状や課題についての把握<br>・相談支援の質の評価基準についての検討<br>・「障害者基幹相談支援センター改善計画」の評価実施と今後の取り組みについての検討 |
| 就労部会 | 13名 | ・就労移行支援事業所の関係強化を目的とした事業所間の見学会<br>・アセスメント力向上を目的とした勉強会 |
| 地域づくり部会 | 12名 | ・地域生活支援拠点等の希望者に対する登録調整会議<br>・登録短期入所事業所を対象とした情報交換会<br>・地域生活支援拠点等の機能について、現状把握及び協議検討 |
| サービス<br>受け皿検討部会 | 13名 | ・強度行動障害者の利用拡大を目的とした研修会・施設見学会<br>・支援困難事例における、生活状況・サービス利用状況の検証・検討 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場 | 21名 | ・精神障害者の地域生活を支える「住まい編」の作成と配布<br>・精神障害者の理解促進のための普及啓発（コミセン等にて実施） |

昨年度は18時半からの研修もあって、参加者がたくさん集まりました

これからも、工夫しながら進めてまいります

# ☆TSUNAGARU㉓ 福祉保健部福祉課 勝沼しのぶ課長

今回の TUNAGARU は福祉課、勝沼課長にインタビューしました。

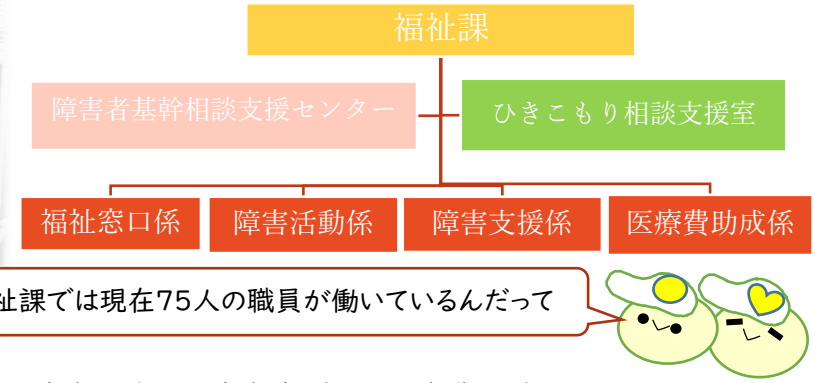


Q.組織について教えて？

A.福祉保健部福祉課は、福祉窓口係・障害活動係・障害支援係・医療費助成係の4つの係と、障害者基幹相談支援センター、ひきこもり相談支援室の2つの施設で構成されています。市内にお住まいの障害のある方が安心して暮らせるよう、相談支援や障害者手帳の交付、各種福祉サービスの提供、医療費助成、自立に向けた支援、虐待への対応など、幅広い業務に取り組んでいます。

Q.福祉課に配属されて感じたことは？

A. もう20年ほど前になりますが、福祉相談課（福祉課の前身）で障害活動係の業務に携わっていました。そして今、課長として2年目を迎えて感じることは、「制度は大きく変化しても、目の前の一人ひとりに向き合う現場のみなさまの想いは変わっていない」ということです。当時出会った支援者の方々と再びお会いする機会もあり、感慨深いです。IT技術の進化で福祉の現場も変わりつつありますが、その中でも人にしかできない関わりの大切さを、みなさまから学んでいます。

Q.市内の障害者支援を支える方へのメッセージをお願いします。

A. 障害者支援に関わるみなさまには、日々のご尽力に心より感謝申し上げます。制度や社会情勢が大きく変化する中、現場で一人ひとりに目を向け、それぞれの方に合った支援に日々取り組んでいらっしゃるみなさまの存在は、地域で安心して暮らすための大きな支えとなっています。市としても、現場の声を大切にしながら、みなさまとともにより良い支援体制を築いていきたいと考えております。引き続き、よろしくお願いいたします。

Q.リフレッシュ方法は何？

A. 最近は、もっぱらゆっくり休むばかりです(笑)でも本当は、旅行が好きで、海外旅行は一人で行っちゃうタイプです。（国内旅行は、寂しいので一人では行けません。）今年は、四国に行く予定です。

## 基幹センターの転入職員紹介

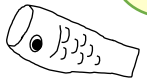

（本望主任）
事務職として参りました、本望と申します。成年後見制度や委託相談などを担当します。皆様の心に寄り添った事務を目指していきます。

（長谷川支援員）
障害者権利擁護支援員の長谷川です。主に虐待防止に関する業務を担当させていただきます。 皆様お気軽にご相談ください。

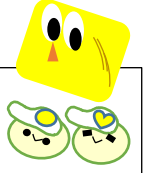

～本誌をご活用ください～

研修会をＰＲしたい、事業所を紹介したいなど、ご要望は障害者基幹相談支援センターまで

長岡市表町2丁目2番地21（社会福祉センター トモシア2F）
0258−39−2362　0258−86−0220（FAX）　n-kikan-soudan@city.nagaoka.lg.jp

※長岡 PSC 須田支援員に表題の写真を提供頂いています

# 令和8年度　長岡市障害者自立支援協議会　年間活動計画

令和8年7月30日現在

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体会 | | | | 30日(木) | | | | ○ | | | | ○ |
| 運営会議 | | | | 9日(木) | | | | ○ | | | ○ | |
| 相談体制部会 | | | 26日(金) | | ○ | | ○ | | | ○ | | |
| 委託相談支援会議<br>偶数月第3金曜<br>9:30～ | 24日（金） | | 19日（金） | | 21日（金） | | 16日（金） | | 18日（金） | | 19日（金） | |
| 計画相談支援会議<br>奇数月第2火曜<br>9:30～ | | 12日（火） | | 14日（火） | | 8日（火） | | 10日（火） | | 12日（火） | | 9日（火） |
| 相談支援ミーティング<br>偶数月第2火曜9:30～ | | 26日（火） | | | 25日（火） | | | ○ | | | | |
| 各層の合同情報交換会 | | | | | | | | | | | | |
| 就労部会 | | | 2日（火） | 16日（木） | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 地域づくり部会 | | | 12日(金) | | | ○ | | ○ | | | ○ | |
| サービス受け皿検討部会 | | 21日(木) | 25日(木) | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 精神障害にも対応した包括ケアシステム協議の場 | | | 18日(木) | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |

# 令和８年度 相談体制部会
# 検討状況報告書

令和８年７月９日 更新

| | |
|---|---|
| 部 会 員 | 桐樹園　棚橋様　　みのわの里ステップセンター三喜　樋木様<br>長岡療育園　西様　　長岡地域振興局　桜井様<br>こども家庭センター　髙森様　　長岡市福祉課　勝沼様<br>事長岡市福祉課支援係　小黒<br>事長岡市障害者基幹相談支援センター　柴野、上山、髙野、本望、五十嵐、小林、平野、稲川、草野、金田<br>※事は事務局 |
| 活動方針 | ・地域における様々な社会資源を活用しながら、利用者のニーズに合わせて支援を行えるよう長岡市の相談支援体制を強化する<br>・相談支援の各層がそれぞれの立場を理解しながら、連携できる体制を強化する<br>・各層の現状を把握し、課題を明らかにする |
| 具体的取組 | ＜相談体制部会の取り組み内容＞<br>・各層の現状を把握し、課題を明確にする<br>・相談支援の質の評価について検討する<br><br>＜参考、各層ごとの取り組み＞<br>第１層…計画相談支援会議<br>・令和６年度アクションプランの継続実施<br>・新規受入れ状況表に基づく計画相談支援体制の継続検証<br>第２層…委託相談支援会議<br>・重点的に取り組むこととした委託相談支援の負担等を検討する<br>・関係機関との連携強化に向けた取組みを行う（健康増進課等との意見交換）<br>第３層…障害者基幹相談支援センター<br>・発信と繋がりを意識した取り組みの継続<br>・地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保 |

| 開催日 | 取組・検討内容 |
|---|---|
| 【第１回】<br>令和８年<br>６月 26 日 | ○委託相談・計画相談の令和４年度から令和７年度の実施状況を共有した。<br>○各会議からの報告<br>＜委託相談支援会議＞<br>重点的に取り組む委託相談の負担「本人は困っていないが支援者が困っていて、調整や支えるための人・時間のやり繰りが負担である」について協議。<br>次回以降改めて委託相談支援全体に関する負担について協議し、重点的に取り組む負担への対応・対策についてはこの協議を経て取りまとめる。<br>＜計画相談支援会議＞<br>児グループの今年度の取り組み予定<br>・児童クラブと福祉サービスの連携について情報共有の会議 |

| | |
|---|---|
| | ・児童クラブ担当課に必要な情報ヒアリング<br>・サービス開始・終了の基準の検討の継続<br>者グループの今年度の取り組み予定<br>・短期入所事業所と相談支援事業所の情報交換会<br>〇相談支援体制の課題について意見を出した。<br>・新規受けれができない状況に陥っている事業所がある<br>・予定しない相談対応が入ることで新規を受け入れる算段がつなかい<br>・すぐ支給決定につながらないとサービス利用をあきらめる障害者がいる<br>・事業所ごとに色々な意見があり、統一した課題が見えない<br>・書類提出方法の見直しなど負担を軽減できそうな事務等がある<br>〇今年度の活動方針について検討し、決定した。 |
| 今後の検討の方向性 | ・相談支援体制の課題について整理する。<br>・相談支援の質（スムーズに相談に繋がるも含め）について検討し、プレ調査を実施する。 |
| 運営会議への伝達事項等 | ・上記同様。 |

# 令和８年度 相談体制部会 活動方針

**【これまでの経過】**

平成 31 年 4 月に導入した委託相談の地区担当制をはじめ、市内の相談支援体制について協議する場として活動している。

令和 5 年度：相談体制部会の再編を行い各層が連携できる体制を整えた。

令和 6 年度：各層が連携し、課題の把握や課題に向けた取り組みを検討した。

・「断らない相談体制」ができていると評価した。

・相談支援の質の向上が課題である中で、相談支援の質について検討した。

令和７年度：各層の現状を把握し、課題を検討した。

・相談支援の質について評価基準を検討継続。

・障害者基幹相談支援センター改善計画の最終評価を行った。

**【今年度の方針】**

**〇活動方針**

・地域における様々な社会資源を活用しながら、利用者のニーズに合わせて支援を行えるよう長岡市の相談支援体制を強化する

・相談支援の各層がそれぞれの立場を理解しながら、連携できる体制を強化する

・各層の現状を把握し、課題を明らかにする

**〇具体的な取り組み**

**【相談体制部会】**

・各層の現状を把握し、課題を明確にする

・相談支援の質の評価について検討する

**【委託相談支援会議】**

・重点的に取り組むこととした委託相談支援の負担等を検討する

・関係機関との連携強化に向けた取組みを行う（健康増進課等との意見交換）

**【計画相談支援会議】**

・令和６年度アクションプランの継続実施

・新規受入れ状況表に基づく計画相談支援体制の継続検証

# 令和８年度 就労部会
# 検討状況報告書

令和８年６月 25 日 更新

| | |
|---|---|
| 部 会 員 | 障害者就業・生活支援センターこしじ　深川様<br>スリージョブながおか　鈴木様<br>ワークセンターのっぺ　今井様<br>野いちご工房　井田様<br>事相談支援センターふかさわ分室サンスマイル　永井様<br>事障がい者支援センターあさひ　棚村様<br>事長岡市福祉課障害活動係　星野　　障害支援係　岡部<br>事長岡市障害者基幹相談支援センター　小田原、五十嵐、草野、稲川<br>事長岡市ひきこもり相談支援室　小川　　※事は事務局 |
| 活動方針 | 就労移行支援を利用する人、利用している人が途切れずに支援を受けられるよう、事業所をまたいだ支援者同士の関係作りやアセスメント力を高めるための取り組みを行う |
| 具体的取組 | ・勉強会を１回程度企画・実施する<br>・勉強会のアンケート等をもとに、アクションプランの達成度を評価し、継続の要否を判断する |
| 開催日 | 取組・検討内容 |
| 【第１回】<br>令和８年<br>６月２日 | ・長岡市障害者自立支援協議会について確認した。<br>・昨年度の活動内容の振り返りと今年度の活動方針について検討した。<br>・第 1 回勉強会について協議した。コミュニケーションがうまくできない方への向き合い方等について事例を通して学ぶものとし、その目的を①就労移行支援事業所職員のアセスメント力を高めること、②家族に安心感を持ってもらい、本人の就労移行を協力してもらえるような関わり方について学びを深めることとした。 |
| 今後の検討の方向性 | 第１回勉強会についての検討を継続する。 |
| 運営会議への伝達事項等 | 特になし |

# 令和8年度　就労部会　活動方針（案）

**【これまでの経過】**

・平成 30 年に、就労移行支援の再利用について検討し、一度就職した人の就労移行再利用が可能な仕組み作りを行った。令和元年度は就労移行支援再利用後の状況確認として、福祉課と合同で全就労系サービス提供事業所を対象にヒアリングを実施し、福祉課主催で「就労促進連絡会」を開催した。

・令和2年度は「就労定着支援」をテーマとし、実態把握と課題抽出を行った中で、就労定着に結び付く取組みを検討し、令和3年度 「就労パスポート」の周知と活用促進を図るため、企業向けと当事者・支援者向けのチラシを作成し、就労パスポートの活用促進に繋げた。

・令和4年度は就労移行支援事業所のほかに、就労に関する関係機関の現状を確認するために関係機関を参集した情報交換会を実施し、現状把握と課題確認を行った。その中で、関係機関の横の繋がりが弱いことと、相互の役割の理解および連携を深める必要性があることが、課題として挙がった。

・令和5年度は就労に関する関係機関の情報を共有しながら「就労に関する関係機関　情報交換会」と「普通高校、高等総合支援学校　情報交換会」を開催した。情報交換会の中で、それぞれの役割や現状を確認しながら、顔の見える関係づくりを行うことができた。

・令和6年度は昨年度からの課題を整理した。「就労移行支援の利用が望ましい人が（そのような人ほど）利用しない」という課題について、就労を目指す（希望する）障害のある方が途切れずに支援を受けることができるよう、アクションプランを策定した。

・令和7年度は令和6年度のアクションプランに沿って、事業所相互の関係づくりとアセスメント力向上のための取組として、就労移行支援事業所の見学会を 3 回、就労移行支援の支援者を対象とした勉強会を 2 回行った。「アセスメントを深掘りすることの重要性を再認識した」等の肯定的な意見が多数寄せられた。

**【今年度の方針】**　（6/2　部会で検討）

○活動方針

・就労移行支援を利用しようする人、現に利用している人が途切れずに支援をうけられるよう、事業所をまたいだ支援者同士の関係づくりや、アセスメント力を高めるための取組を行う。

○具体的な取り組み

・勉強会を1回程度企画・実施する。

・勉強会のアンケート等をもとにアクションプランの達成度を評価しその継続の要否を判断する。

# 令和８年度 地域づくり部会
# 検討状況報告書

令和８年６月 29 日 更新

| | |
|---|---|
| 部 会 員 | ながおかホーム　矢尾板センター長様<br>事　相談支援センターふかさわ分室サンスマイル(稲田)<br>事　長岡市福祉課障害支援係(小池、松尾)<br>事　長岡市障害者基幹相談支援センター(上山、本望、田中、稲川、草野、和田、平野)<br>※事は事務局 |
| 活動方針 | 地域生活支援拠点等について、面的整備を推進するとともに各機能の充実を図る |
| 具体的取組 | ・地域生活支援拠点等（緊急時受入・地域移行の推進）について情報共有を行う<br>・面的整備の推進のため事業所向け説明会を開催する<br>・体験の機会・場の機能について、様々な取り組みについて優先順位をつけ、部会で取り組める内容について協議検討を行う<br>・地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討 |
| 開催日 | 取組・検討内容 |
| 【第１回】<br>令和８年<br>６月 12 日 | ・地域生活支援拠点等の進捗状況について報告、共有を行った（別紙参照)。<br>・昨年度の振り返りと今年度の活動方針等について確認した。<br>・今年度の具体的取組のうち、事業所向け説明会（兼第２回地域づくり部会）について、方針や開催月、開催方法等を決定した。目的として地域生活支援拠点等を市内事業所へ広く周知する目的と、現登録者の利用先や入所施設等の具体的な事業所については登録に繋げる目的とし、内容の概要を確認しあった。具体的な内容については、7月の事務局打合せで検討する。<br>・ついで、２つ目の具体的取組として、体験の機会・場のターゲットについて協議検討した。その結果、本部会としては、暫定的に地域在宅生活者に焦点をあてて今後の検討を進めることとした。また、既存の制度や資源を活用することや、スモールステップで積み上げていくような形で進めることなどを共有しあった。 |
| 今後の検討の方向性 | ・事業所向け説明会の開催<br>・体験の機会・場について、引き続き協議検討 |
| 運営会議への伝達事項等 | ・特になし |

# 令和８年度　地域づくり部会　活動方針

**【これまでの経過】**

地域生活支援拠点等において、緊急時の受入れ・対応の機能について令和５年 12 月より事業が開始。マッチングや事業所間での受け入れ状況に差が生じている課題等があり、令和７年度は、短期入所事業所の情報交換会を実施し、意見交換をはかった。また、利用者が拠点登録に至るまでの時間的長さ、計画相談支援事業所の負担等を考慮し、登録調整会議を部会内で実施しない形とした。拠点等を利用した緊急時の受け入れ実績がないことから、今の仕組みの大枠については評価できず、現状は現行どおりのままとするが、運用等については部会内での協議等をとおして、軽微な改善をはかっている。

またもう一つの柱である地域移行に関しては、面的整備として体験の機会・場の機能を持つ事業所登録が令和７年度にあった。機能における取組については、幅が広いことから、大小の取り組みを整理し、優先順位をつけて検討していくこととなった。

面的整備の推進について、緊急時の受け入れ、体験の機会・場を問わず、訪問系通所系等様々な事業所を対象に進めていくこととなった。

**【今年度の方針】**

〇活動方針

地域生活支援拠点等について、面的整備を推進するとともに各機能の充実を図る

〇具体的な取り組み

・地域生活支援拠点等（緊急時受入・地域移行の推進）について情報共有を行う
・面的整備の推進のため事業所向け説明会を開催する
・体験の機会・場の機能について、様々な取り組みについて優先順位をつけ、部会で取り組める内容について協議検討を行う
・地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討

長岡市地域生活支援拠点等事業の実施状況

（令和8年2月～令和8年6月の実績）

①緊急時の受入・対応

| | |
|---|---|
| ○緊急対応 | 0件 |
| ○登録者 | 12名 |
| ○登録予定者 | 8名 |
| ・短期入所事業所見学・体験中 | 7名 |

※令和７年度：登録予定者２名廃止あり。施設入所及びGH入居により登録廃止3名あり。登録者の延実人数は14名（延件数15件）である。

※受け入れ短期入所事業所実績：５事業所

②地域生活支援拠点等の事業所登録状況

| | |
|---|---|
| ○短期入所事業所 | １3事業所 |
| ○生活介護 | 3事業所 |
| ○施設入所支援 | 3事業所 |
| ○自立訓練（機能訓練） | 1事業所 |

※令和8年6月31日付　4月１日より魚沼更生園が事業所登録

# 令和８年度 サービス受け皿検討部会
# 検討状況報告書

令和８年６月 26 日 更新

| | |
|---|---|
| 部 会 員 | みのわの里　ゆうあい　菊池園長<br>みのわの里　更生園　関園長<br>事　障害者相談支援センターとちお(川上相談支援専門員)<br>事　相談支援センターふかさわ(布川相談支援専門員)<br>事　長岡市福祉課障害支援係(森山、和田)<br>事　長岡市福祉課ひきこもり相談支援室(小川)<br>事　長岡市障害者基幹相談支援センター(本望、平野、桑原、和田、草野)<br>※事は事務局 |
| 活動方針 | 長岡市全体で、強度行動障害の有無や程度を問わず、ご本人やご家族が希望に応じて生活介護等の福祉サービスを利用できる体制を作っていく。 |
| 具体的取組 | ・サービス提供事業所等に聞き取りを行い、日中一時支援の実態把握を行う。<br>・強度行動障害支援者研修会（医療編　続編）の実施<br>・総合支援学校・高等総合支援学校・生活介護事業所間意見交換会<br>・「生活介護事業所見学受付窓口一覧表」の作成に伴う効果検証<br>・今後の当部会の在り方について検討 |
| 開催日 | 取組・検討内容 |
| 【第１回】<br>令和８年<br>５月 21 日 | ・今年度の活動方針と、具体的な取り組みを検討した。<br>・研修会について、強度行動障害の基礎的な理解（医療編 続編）を開催する。<br>・新たな試みとして、総合支援学校・高等総合支援学校・生活介護事業所間意見交換実施する。高等総合支援学校卒業後の生活を見据え、互いの役割や現場の実情等を理解を深め合い、顔の見える関係作り、切れ目のない支援体制の充実に向けて意見交換を行う。 |
| 【第２回】<br>令和８年<br>６月 25 日 | 総合支援学校・高等総合支援学校・生活介護事業所間意見交換に関する検討実施。 |
| 今後の検討の方向性 | ・サービス提供事業所等に聞き取りを行い、日中一時支援の実態把握実施。<br>・強度行動障害のある方の受け入れ促進のため、研修会の開催と教育機関との意見交換会実施。<br>・当部会の在り方について検討実施。 |
| 運営会議への伝達事項等 | ・特記なし。 |

# 令和８年度　サービス受け皿検討部会　活動方針

## 【これまでの経過】

行動障害のある方が生活介護の利用を希望しても結びつかないという地域課題の解決に向け、令和３年度に部会を立ち上げた。

令和４年度から令和７年度は強度行動障害の受け入れ促進のため、長岡市独自の補助金事業（施設設備の環境整備、体験通所の受入れ）が創設され、部会でその活用状況を確認してきた。また、支援者を対象にしたスキルアップ研修を部会で主催した。

その結果、強度行動障害について基礎知識や支援の在り方を、地域の支援者同士で学び合うことができた。また、生活介護における、強度行動障害対象者の受給決定数や受入れ率は年々上昇している。その一方、希望通りサービス利用できていない方は一定数おり、課題解決には至っていない。

## 【今年度の方針】

○活動方針

長岡市全体で、強度行動障害の有無や程度を問わず、ご本人やご家族が希望に応じて生活介護等の福祉サービスを利用できる体制を作っていく。

○具体的な取り組み

・サービス提供事業所等に聞き取りを行い、日中一時支援の実態把握を行う。

・強度行動障害支援者研修会（医療編　続編）の実施

強度行動障害のある方が希望通りのサービス利用できるよう、研修会を実施して、強度行動障害に関する基礎知識や医療との連携に関して、支援者が学ぶ機会を作る。

・総合支援学校・高等総合支援学校・生活介護事業所間意見交換会

総合支援学校卒業後の生活を見据え、総合支援学校と生活介護事業所が互いの役割や現状を理解し、顔の見える関係作り、切れ目のない支援体制の充実に向けて、具体的な情報共有のあり方について検討する。

・「生活介護事業所見学受付窓口一覧表」の作成に伴う効果検証

「生活介護事業所見学受付窓口一覧表」を作成したことによる効果を検証する。

・今後のサービス受け皿検討部会の在り方について検討

# 令和８年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場
# 検討状況報告書

令和８年６月 18 日 更新

| | |
|---|---|
| 部 会 員 | 希望の会福祉会（ピアスタッフ）　大平様<br>希望の会福祉会（家族）　小川様<br>希望の会福祉会　森田様<br>田宮病院　菊入様<br>越路ハイム地域生活支援センター　中野様<br>相談支援事業所　クオリード　池内様<br>県立精神医療センター　髙木様<br>長岡地域振興局　清野様<br>長岡市福祉保健部健康増進課　三五様<br>事長岡市福祉課障害活動係　原田、障害支援係　寺田、松尾<br>事長岡市福祉課障害者基幹相談支援センター<br>上山、髙野、小田原、五十嵐、小林、平野、長谷川、稲川　※事は事務局 |
| 活動方針 | 「精神障害者の退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 325 日以上とし、自分らしい生活をおくることができる地域」を作っていくため、必要な協議を進めていく |
| 具体的取組 | ・普及啓発の取組を継続実施<br>・精神障害のある方の地域生活を支えるパンフレットについて協議検討<br>・ピアサポーターについて協議検討 |
| 開催日 | 取組・検討内容 |
| 【第 30 回】<br>令和８年<br>６月 18 日 | ・精神障害者の地域生活を支える「住まい編」のパンフレット完成を報告。<br>・普及啓発の取組について報告。今年度は、ピアサポーターと一緒に年３回を予定しており、すでに表町地区から依頼あり。委員からも見学、参加いただく予定。<br>・今年度の取組について協議、検討し、以下の３つの取組を行うこととした。<br>①昨年度に引き続き、普及啓発の取組を継続する。<br>②住まい編パンフレット配布先にヒアリングを行い、効果検証を行う。<br>③市内のピアサポーターの現状や取組について協議、検討を行う。 |
| 今後の検討の<br>方向性 | ②住まい編パンフレット効果検証のための協議、検討を行う。<br>③ピアサポーターに関して協議、検討を行う。 |
| 運営会議への<br>伝達事項等 | ・特になし |

# 令和８年度　精神障害にも対応した
# 地域包括ケアシステムの協議の場　活動方針

**【これまでの経過】**

令和３年３月より協議の場へ移行し、６つの構成要素（医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合い・教育（普及啓発）、社会参加・就労、保健・予防）を軸に現状確認や課題の洗い出し、整理を実施してきた。当事者と家族会を委員に迎え、今までの検討内容をもとにまずは医療の課題に取り組み、「精神障害者の地域生活を支える　『医療編』」を作成し、関係機関へ配布した。合わせて、令和５年度は、精神科病院病棟のスタッフに対し、精神障害者が地域で生活していくにあたりどのようなサービスが受けられるのか、地域資源を説明した。令和６年度は、「精神障害者の地域生活を支える　『住まい編』」の作成、普及啓発について検討した。また、長岡市の精神障害者長期入院患者について、地域移行に関する実態把握として、田宮病院の状況を確認した。令和７年度は、「精神障害者の地域生活を支える『住まい編』」が完成し、各機関に配布をした。また、コミセンで地域住民向けにピアサポーターと一緒に、「精神障害を知ろう」をテーマに普及啓発を実施した。地域移行の取組としては、市内外の精神科病院の地域移行の実態把握のため聞き取りを行った。

**【今年度の方針】**

〇活動方針

目指すべき姿「精神障害者の退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 325 日以上とし、自分らしい生活をおくることができる地域」を作っていくため、必要な協議を進めていく。

〇具体的な取り組み

・普及啓発の取組を継続実施
・精神障害のある方の地域生活を支えるパンフレットについて協議検討
・ピアサポーターについて協議検討

令和８年７月３０日
長岡市福祉課

# 第８期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の策定について

## １　計画の概要

令和６年３月に策定した「第７期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第３期障害児福祉計画」（計画期間：令和６年度～令和８年度）を見直す。長岡市地域福祉計画を上位計画として位置づけ、長岡市総合計画、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市子育て・育ち“あい”プラン等の各計画と調和するよう、令和８年度中に次期計画（令和９年度～令和１１年度）を策定する。

## ２　策定の方法

第７期計画同様に、「市町村障害者計画」及び「市町村障害福祉計画」並びに「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定する。

## ３　次期計画の性格等

| 種類 | 市町村障害者計画 | 市町村障害福祉計画 | 市町村障害児福祉計画 |
|---|---|---|---|
| 名称 | 長岡市障害者基本計画 | 長岡市障害福祉計画 | 長岡市障害児福祉計画 |
| 根拠 | 障害者基本法<br>（平成 19 年４月から計画策定義務化） | 障害者総合支援法<br>（平成 25 年４月一部施行・平成 26 年４月完全施行）<br>※平成 19 年４月から計画策定義務化 | 児童福祉法<br>（平成 30 年４月から計画策定義務化） |
| 期間 | 令和９～１１年度 | 令和９～１１年度 | 令和９～１１年度 |
| 内容 | 障害者のための施策に関する基本的な計画 | ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保<br>・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量や成果目標等 | ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保<br>・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量や成果目標等 |

## ４　策定スケジュール（予定）

| 日　程 | 会 議 等 | 議　題 |
|---|---|---|
| 令和８年８月３１日 | 第１回障害者施策推進協議会 | 計画概要の説明、<br>総論素案及び数値目標に関する協議 |
| 12 月上旬 | 第２回障害者施策推進協議会 | 中間案の提示 |
| １月中旬 | （パブリックコメント実施） | |
| ２月中旬 | 第３回障害者施策推進協議会 | 最終案の確認 |
| ３月下旬 | （計画策定 ※議会報告） | |

**～長岡市障害福祉計画・障害児福祉計画～**

# 長岡市障害者自立支援協議会への意見聴取について（案）

## 1　現計画の構成

第７期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画
第３期障害児福祉計画

■障害者基本計画（Ｐ1～Ｐ71）
⇒障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない（障害者基本法）

■障害福祉計画（Ｐ72～Ｐ126）

■障害児福祉計画（Ｐ127～Ｐ138）

⇒障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない
⇒障害者自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない
（障害者総合支援法・児童福祉法）

【主な構成】
・令和８年度における目標値
・サービスごとの必要量の見込み、見込量確保のための方策
・地域生活支援事業実施に関する事項

【主な構成】
・令和８年度における目標値
・サービスごとの必要量の見込み、見込量確保のための方策

## 2　長岡市障害者自立支援協議会における第８期計画等の検討内容

- 第８期計画等については、第７期計画等と同様に各計画を一体として策定（１冊に編集）
- 障害者自立支援協議会においては、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」について検討
  ※各計画とも、最終的には長岡市障害者施策推進協議会に諮ったうえで決定

## 3　長岡市障害者自立支援協議会における意見照会及び協議

- 委員全員への意見照会を行い、以下の内容について、運営会議等において協議をします。
  なお、協議結果については、全体会で報告します。

| 協議先 | 協議内容 |
|---|---|
| 運営会議 | 施設入所者の地域生活への移行　継続<br>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築　継続<br>障害児支援の提供体制の整備等　継続<br>障害福祉サービスの課題整理・見込量設定等　継続<br>障害児福祉サービスの課題整理・見込量設定等　継続<br>地域生活支援事業の課題整理・見込量設定等　継続 |
| 地域づくり部会 | 地域生活支援の充実　継続 |
| 就労部会 | 福祉施設から一般就労への移行等　継続 |
| 相談体制部会 | 相談支援体制の充実・強化等　継続 |
| ｻｰﾋﾞｽ受皿検討部会 | 地域生活支援の充実　継続 |
| にも包括協議の場 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　継続 |

## 4　スケジュール

| | 福祉課（障害者施策推進協議会含む） | 障害者自立支援協議会 |
|---|---|---|
| 7 月 | ○各事業・取り組みに関する課題整理<br>○素案作成 | ● 運営会議<br>● 全体会　⇒計画の協議方法を説明 |
| 8 月 | 第 1 回障害者施策推進協議会（8 月 31 日）<br>※計画概要説明・数値目標に関する協議 | 全体会委員、運営会議・専門部会・にも包括<br>メンバー全員に意見照会 |
| 9 月 | | ●8 月下旬～9 月下旬<br>各部会から意見聴取<br>・素案の記述や数値目標等 |
| 10 月 | 県による圏域別ヒアリング対応（10 月中旬） | ● 運営会議<br>⇒頂戴した意見に対する市の方針等説明 |
| 11 月 | | ● 全体会　⇒協議結果を報告 |
| 12 月 | 第 2 回障害者施策推進協議会（12 月上旬）<br>※中間案の提示 | |
| 1 月 | パブリックコメントへの対応 | |
| 2 月 | 第 3 回障害者施策推進協議会（2 月中旬）<br>※最終案の確認 | |
| 3 月 | 議会報告（3 月議会）<br>完成（3 月末を目途） | ● 全体会　⇒完成版の報告 |

# 日中サービス支援型指定共同生活援助【事業計画・定期】に対する評価について

## １　長岡市障害者自立支援協議会での評価

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、市が設置する協議会等に対し、定期的に（年１回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

また、県知事が必要と認める場合には、事業所の指定にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を県知事に提出するものとされています。

長岡市においては、この協議会等は長岡市障害者自立支援協議会を指します。

（指定基準省令　第 213 条の 10、解釈通知 4（3）④）

【日中サービス支援型指定共同生活援助事業者による資料提出及び説明について】

〇令和８年７月 30 日（木曜日）開催の全体会において事業者による説明を行います。

〇全体会当日に事業所から提出された事業計画書、平面図等を配布したうえで、事業者が運営方針や活動内容等を説明しますので、別添確認書を参考に評価し、要望や助言をお願いします。

≪参考≫

〇「日中サービス支援型共同生活援助」とは、障害者の重度化・高齢化に対応するため平成 30 年度に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

〇対象者は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を想定するものです。

〇報酬については、日中をグループホームで過ごす場合と、日中活動サービス等を利用する場合の２つの基本報酬が設けられています。１日単位で選択する仕組みですので、個別支援計画に基づき適切に運用しなければなりません。加算については、介護サービス包括型と比較すると、算定できないものがあります。

# 令和８年度　医療的ケア児支援関係機関連絡会議
# 検討状況報告書

令和８年６月２９日 更新

| | |
|---|---|
| **部 会 員** | 新潟県医療的ケア児支援センター「ゆい・にじいろ」　桑原様<br>長岡地域振興局健康福祉環境部　野﨑様、板垣様<br>長岡療育園通園センター　阿久津様<br>長岡市社会福祉協議会地域福祉課　大川様<br>事長岡市福祉課　勝沼、韮澤　　事長岡市福祉総務課　渡辺、神保<br>事長岡市学校教育会　船山、小林　　事長岡市保育課　殖栗、両田<br>事長岡市こども家庭センター柿が丘学園　髙森、宮沢<br>事長岡市こども家庭センター　込山、高野、井口、池澤、小林、伊野、平澤、野村、樋口、柳、岸本　　※事は事務局 |
| **活動方針** | ・長岡市の医療的ケアを必要とする児童（以下、「医ケア児」）について、福祉・医療・保育・教育等の関係機関が連携し、互いによりよい支援を実施するための情報共有や協議等を行う<br>・医ケア児を取り巻く現状や支援の実情を踏まえ、課題を抽出し、解決に向けての方策の検討と支援体制づくりを行う |
| **具体的取組** | 【令和８年度　課題検討事項（案）】<br>・就園・就学の受入れ体制の確保（看護職員の配置）<br>・移動支援（通学）<br>・家族支援（社会資源の確保）<br>・災害時対応に向けた準備 |
| **開催日** | **医療的ケア児支援関係機関連絡会議　取組・検討内容** |
| 【第１回】<br>令和８年<br>６月 25 日 | ・各関係機関の支援状況について情報共有した。<br>・令和７年度課題検討会の進捗状況を確認した。<br>・令和６年度に県が実施した医療的ケア児等実態調査(長岡市分のみ抜粋)の結果についてあらためて共有した。<br>・上記の課題検討状況や実態調査結果等を踏まえ、令和８年度に取り組む課題を協議した。（上記「具体的取組」参照）<br>▼就園・就学の受入れ体制の確保<br>▼移動支援<br>県や関係機関と連携し対応。昨年度に引き続き継続して検討<br>▼家族支援<br>県や近隣自治体と共催の「医療的ケア児とその家族のつどい」や県実態調査を通じて、家族や兄弟支援の重要性を認識。県の「家族のつどい」への継続協力や預かり等の各支援制度のあり方の検討を行う。<br>▼災害時に向けた災害時個別支援計画の策定<br>長岡保健所主催の避難訓練を実施予定。今後、訓練を通して見えた課題や成果を検証し、支援のあり方を検討する。 |

| | |
|---|---|
| 今後の検討の方向性 | ・各課題ごとに関係機関が参集し、個別検討会を行う。検討状況は第２回目の連絡会議で共有し、支援の方向性を協議する。<br>・引き続き、医ケア児家族の集い等を通じて、医ケア児を取り巻く実情を把握し、検討課題に優先順位をつけながら、関係機関と連携を密に取り組む。 |
| 運営会議への伝達事項等 | |

| 来年度の取り組みについて、部会メンバーの意見・引継ぎ事項 |
|---|
| |